

津波避難ビルの協定を締結

津波発生時に地域の方などが避難する場所として使用できるよう、社会福祉法人恵伸会と津波避難ビルの使用について、協定を締結しました。

津波避難ビルは、津波襲来時、避難に時間的余裕がない場合、一時的に身を守るための緊急避難場所として利用できるよう、所有者等のご理解とご協力を得て指定するものです。

町では今後も引き続き指定を進めるよう取り組んで行きます。

▼避難ビル名・住所

サンキッズ大磯

大磯町東町1-13-33

▼使用場所 屋上



問 危機管理対策室

☎内線244

本庁舎・保健センターの 蛍光灯をLEDに交換

本庁舎・保健センターにおいて節電・省エネの推進と電気料金を削減するため、蛍光灯(20W及び40W)を長寿命で消費電力の少ない直管蛍光灯型LEDへ5年間のリース方式により約830本交換しました。導入による電気料金の削減効果を年間で約120万円と見込んでおります。

問 総務課 ☎内線209



下水道供用開始区域が拡大

5月1日から、西小磯・国府本郷・国府新宿・月京・生沢及び石神台地区の一部が、新たに下水道供用開始(公共下水道が使用できる)となります。

【早期接続のお願い】

公共下水道が供用開始となりましたら、家庭などからの汚水を、公共下水道に直接流すための排水設備を設置し、公共下水道に接続させる工事(改造工事)をしていただく必要があります。

くみ取りトイレをご利用の方は供用開始日(公共下水道が使える日)から3年以内に水洗トイレに改造し、し尿浄化槽をお使いの方も停滞なく浄化槽を廃止し、公共下水道に接続することが義務づけられています。

町では、供用開始日から3年以内に接続をする場合には、一定の条件を設けて排水設備設置費に対する助成として、奨励金を交付しています。

また、排水設備設置に要する費用を借り入れる場合には、融資あっせん制度も行っています。

なお、排水設備工事は、必ず町指定工事店に申し込んでください。

【奨励金の交付額】

改造工事費用	供用開始からの経過年数		
	1年目	2年目	3年目
5万円以上15万円未満	12,000円	8,000円	4,000円
15万円以上30万円未満	21,000円	14,000円	7,000円
30万円以上40万円未満	27,000円	18,000円	9,000円
40万円以上	30,000円	20,000円	10,000円

※排水設備設置費用、供用開始経過年数に応じて交付します。
(例) 排水設備設置費用が35万円で供用開始からの経過年数が1年目の場合は、奨励金の交付額は2万7千円となります。

すでに公共下水道が使用できる区域にお住まいでまだ接続していない方は、生活環境の向上と水質保全のために早めの接続をお願いします。

問 下水道課 ☎内線214

旧吉田茂邸再建基金寄附者一覧^{③⑤} (5件：2月1日～3月31日)

3月31日現在、総額 260,003,050 円の寄附をいただきました。ご協力ありがとうございました。

(寄附受付順、敬称略)

氏名(名称)	住所(所在地)	寄附金額
植田 光子 (3件合計)	長崎県	¥9,000
吉田 治	東京都大田区	¥2,000
※※※※※※※※※※	※※※※※	¥10,000

※その他、環境美化センターに設置の旧吉田茂邸再建応援自動販売機(エフ・ヴィセントラル株式会社平成25年12月～平成26年2月売り上げ実績分)から寄附をいただいております。

問 産業観光課 ☎内線 248